



## 職場の認知症ケアを振り返るきっかけづくり

～認知症のご利用者も、職員も、心地よく過ごせる職場を目指して～  
「令和8年度新潟県認知症ケア・アドバイザー派遣事業」

～認知症ケアに関するこんな悩みはありませんか？～

自施設の認知症ケアが正しいのか分からない・・・

業務に追われ、焦って対応してしまうことが多い・・・

BPSDに対してどう対応してよいか分からない・・・



### 認知症ケアマッピング(DCM)とは

- ・認知症を持つ人の行動や状態を地図のように表す観察記録方法です。
- ・施設内の共有スペースで、認知症を持つ人の様子を5分間隔で2～6時間連続して観察・記録します。

応募すると

## ① アドバイザー(※)2名が訪問し、DCMを実施

2名のご利用者を対象としてDCMを実施。終了後、ケアに携わった職員にフィードバックし、より良いケアを目指して話し合います。フリーフィンギング(事前説明も行います)。

(※) DCMの資格を持った認知症介護指導者等がアドバイザーとなります。

## ② アクションプラン 行動計画を立案・実践

アドバイザーからの助言、職員の気づき等を踏まえ、ご利用者への具体的な関わり方を立案。事業所全体で2～3か月間取り組みます。

## ③ 再度 DCM を実施

初回のDCM結果と比較して取組前の利用者や職員の変化を確認し、今後の事業所での取組につなげていきます。



### ◎ 過去実施した事業所の声

- ・「外部の専門家に見ていただくことで、職員では気付かない事をアドバイスいただきました。認知症ケアについて考える良い機会になりました。」
- ・「利用者の様子をよく観察し、職員から声掛けをするようになりました。またその後、適切な声掛けだったか振り返りをするようになりました。」
- ・「職員の気持ちに寄り添った言葉をアドバイザー様からいただきました。職員はとても嬉しかったと思いますし自信にも繋がりました。」



**応募方法** 所定の申請書を電子メールで提出。(詳しくは募集要項を参照してください)

**費用負担** アドバイザーの派遣にかかる「謝金」、「旅費」は県が負担します。ただし、その他フィードバック時の資料コピー代や用紙代等は応募事業所の負担となります。

**問合せ先** 新潟県福祉保健部高齢福祉保健課 在宅福祉班 (電話：025-280-5192)